

随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月
独立行政法人日本学生支援機構

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成18年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも20年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後			
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)		
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(24%) 61	(18%) 5.5		
一般競争入札等	競争入札					(22%) 59	(11%) 3.6
	企画競争			(2%) 6	(8%) 2.4	(10%) 27	(10%) 3.2
随意契約		(98%) 258	(92%) 28.8	(45%) 117	(61%) 18.9		
合 計		(100%) 264	(100%) 31.2	(100%) 264	(100%) 31.2		

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(0%) 0	(0%) 0
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(2%) 1	(1%) 0.1		
随意契約		(98%) 40	(99%) 11.1	(83%) 34	(92%) 10.4
合 計		(100%) 41	(100%) 11.2	(100%) 41	(100%) 11.2

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(28%) 61	(28%) 5.5
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(2%) 5	(12%) 2.3		
随意契約		(98%) 218	(88%) 17.7	(37%) 83	(43%) 8.5
合 計		(100%) 223	(100%) 20.0	(100%) 223	(100%) 20.0

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準について、以下のとおり改正することとした。

「予定価格が 250 万円未満の工事請負契約以外の契約をする場合」を

「予定価格が 250 万円を超えない工事又は製造をさせる場合」

「予定価格が 160 万円を超えない財産を買い入れる場合」

「予定賃借料の年額又は総額が 80 万円を超えない物件を借入れる場合」

「工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が 100 万円を超えない場合」

「予定価格が 50 万円を超えない財産を売り払う場合」

「予定賃貸料の年額又は総額が 30 万円を超えない物件を貸し付ける場合」

に変更

(3) 随意契約の公表の基準を制定し、以下の内容について平成 19 年 1 月契約分より公表を開始

① 契約に係る物品等又は役務の名称及び数量

② 契約者の氏名及び所在地

③ 契約を締結した日

④ 契約の相手方の氏名及び住所

⑤ 契約に係る契約金額（単価契約にあつては、年間支払（見込額）

⑥ 随意契約による場合にはその理由

⑦ その他必要な事項

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
平成 19 年度中に、以下の措置を講じ、平成 20 年度以降、順次実施し、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、遅くとも平成 20 年度から一般競争入札等に移行。

(1) 総合評価方式の導入拡大

① 情報システム、業務公共工事の設計業務等に加え、調査研究、役務業務等について、事務又は事業の性質から価格競争による一般競争入札により難しいものについては、総合評価落札方式による一

般競争入札を導入するべく、事例収集や調査を実施する。

- ②総合評価方式の実施に不可欠となる各業務毎の評価基準や実施マニュアルの作成等、円滑な実施に必要な調査・検討を順次行い、その導入に務めるものとする。

(2) 企画競争の実施

- ①事務又は事業の性格等から直ちに総合評価方式による一般競争入札によることが困難なものについては、公募による企画競争を実施し、契約の競争性を確保するよう努める。
- ②企画競争の実施に際しては、HP等で広く公募するとともに、統一的な実施手順を策定し、契約の透明性を確保するよう努める。

(3) 複数年度契約の拡大

- ①これまで賃貸借やリース等に限られてきた複数年度契約について、役務等業務においても拡大すべく費用対効果等を踏まえた検討を開始し、効果が大きく、資金等の確保が可能なものから順次拡大する。
- ②設備、物品又は情報処理のためのシステム等と不可分な保守・点検等の業務については、複数年度契約を活用しつつ、当該設備等と併せて調達を行うよう努める。

(4) 入札手続きの効率化

- ①一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、電子入札の導入について、費用と効果等の検討に着手する。
- ②年間の調達量が概ね算出できるものについては、契約条件等を整備した上で、単価契約による一般競争入札若しくは企画競争を行うよう努める。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載